

# 標準都道府県議会傍聴規則

最終改正 令和6年10月24日

(この規則の目的)

**第一条** この規則は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百三十条第三項の規定に基づき会議の傍聴に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(傍聴席の区分)

**第二条** 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

(傍聴人の定員)

**第三条** 一般席の傍聴人の定員は、〇〇人とする。

(傍聴券等の交付)

**第四条** 会議を傍聴しようとする者は、傍聴券又は傍聴~~証章~~の交付を受けなければならない。

(傍聴券)

**第五条** 傍聴券は、会議当日~~議会事務局所定の場所~~で先着順により交付する。

2 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に記載された日に限り、傍聴することができる。

(傍聴券への記入)

**第六条** 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に住所及び氏名を記入しなければならない。

(傍聴~~証章~~)

**第七条** 傍聴~~証章~~は、報道関係者及び〇〇(都道府)県職員で議長が特に必要があると認めるものに交付する。

2 傍聴~~証章~~の交付を受けた者は、当該会期を通じて、傍聴することができる。

(傍聴人の入場)

**第八条** 傍聴人が入場しようとするときは、指定の入口で傍聴券又は傍聴~~証章~~を提示しなければならない。

(傍聴券等の提示)

**第九条** 傍聴人は、係員から要求を受けたときは、傍聴券又は傍聴~~証章~~を提示しなければならない。

(傍聴券等の返還)

**第十条** 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは、これを返還しなければならない。

2 傍聴~~証章~~の交付を受けた者は、当該会期が終わったときは、これを返還しなけれ

ばならない。

(電子情報処理組織による傍聴券の交付等)

**第十条の二** 議長は、第五条の規定による傍聴券の交付又は第七条の規定による傍聴~~証章~~の交付に代えて、議長が定めるところにより、会議を傍聴しようとする者の承諾を得て、傍聴券又は傍聴~~証章~~に記載すべき事項を議長が定める電子情報処理組織(議長の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項において同じ。))とその交付の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次項及び第三項において同じ。)を使用する方法により提供することができる。この場合において、議長は、傍聴券又は傍聴~~証章~~を交付したものとみなす。

2 前項の規定により傍聴券又は傍聴~~証章~~の交付を電子情報処理組織を使用する方法により行う場合において、第五条中「会議当日~~受付~~ 議会事務局所定の場所で先着順により」とあるのは「議長が定めるところにより」と、第八条及び第九条中「傍聴券又は傍聴~~証章~~を提示しなければならない」とあるのは「第十条の二第一項の規定による提供を受けたことについて、議長が定める方法により確認を受けなければならない」とする。

3 第一項の規定により傍聴券又は傍聴~~証章~~の交付を電子情報処理組織を使用する方法により行う場合は、第六条及び前条の規定は適用しない。

(議場への入場禁止)

**第十一条** 傍聴人は、議場に入ることができない。

(傍聴席に入ることができない者)

**第十二条** 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- 一 銃器、棒その他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
- 二 ビラ、幕、たすきその他の議場に現在する者に対して威勢を示すために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者
- 三 前二号に規定する物のほか、会議を妨害し、又は他の傍聴人の傍聴を妨害するおそれがあると認められる物を携帯している者
- 四 酒気を帯びていると認められる者
- 五 その他会議を妨害することが明らかであると認められる者

2 議長は、必要と認めるときは、傍聴人に対し、係員をして、前項第一号から第三号までに規定する物を携帯しているか否かを質問させることができる。

3 議長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。

(傍聴人の守るべき事項)

**第十三条** 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- 一 静粛にすること。
- 二 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は

議場に現在する者に対して威勢を示さないこと。

三 携帯電話端末その他音を発する機器は、音を発しないようにすること。

四 飲食又は喫煙をしないこと。

五 その他会議を妨害し、又は他の傍聴人の傍聴を妨害するような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

**第十四条** 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た場合は、この限りでない。

(係員の指示)

**第十五条** 傍聴人は、全て係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

**第十六条** 傍聴人がこの規則に違反するときは、議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

#### 附 則

この規則は、 年 月 日から施行する。